

契約の保証に関する説明書

旭川市総務部契約課

- 1 入札(見積)参加者は、契約の保証(金銭的保証)を必要とする建設工事について、旭川市建設工事競争入札心得のほか、この説明書を承知の上、入札(見積)に参加してください。
- 2 落札者(随意契約により契約の相手方として決定した者を含む。)は、次の(1)から(5)までのうちのいずれかの方法を選択し、契約書案の提出とともに関係書類を提出してください。

(1) 契約保証金の納付

- ① 現金納付する場合は、契約書案を契約担当者に提出する日まで契約担当者から「歳入歳出外現金納付書」の発行を受け、原則として旭川信用金庫本店市役所派出所窓口(総合庁舎1階)に納付書により納付する。
- ② 納付後「歳入歳出外現金納付通知書兼領収証書」を契約書案と共に契約担当者に持参し、その確認を受ける。この場合、契約担当者は当該領収証書の内容を確認してコピーを取り、保管する。
- ③ 請負代金額の変更により、契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。
- ④ 請負人の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第2項の規定により旭川市に帰属する。
なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。
- ⑤ 請負人は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出と共に、契約保証金の返還を求める旨の「歳入歳出外現金支払通知書」を提出すること。

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- ① 請負人は、提供する有価証券等を契約担当者に提出し、その確認を受ける。
- ② 契約担当者は確実と認められる有価証券等についてその価格を算定し、契約保証金の金額を下回らないことを確認した上「歳入歳出外有価証券納付通知書」を作成し、有価証券と共に会計管理者に送付する。有価証券等と引換に会計管理者から「歳入歳出外有価証券保管書」の交付を受け、請負人に「有価証券等預書」を交付する。
- ③ 請負代金額の変更により、契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。
- ④ 請負人の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保管有価証券等は、地方自治法第234条の2第2項の規定により旭川市に帰属する。
- ⑤ 請負人は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出と共に「歳入歳出外有価証券還付請求書」及び③の「有価証券等預書」を提出すること。

(3) 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証

- ① 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証できる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。
- ② 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。
- ③ 保証書の工事名は、工事請負契約書に記載される工事名と同一とすること。
- ④ 保証金額は、請負代金額の10分の1以上の金額とすること。
- ⑤ 保証期間は、工期を含むものとすること。
- ⑥ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されているものとする。
- ⑦ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。
- ⑧ 請負人の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により旭川市に帰属する。
- ⑨ 請負人は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

- ① 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証であること。
- ② 証券上の主契約の内容としての工事名は、工事請負契約書に記載される工事名と同一とすること。
- ③ 保証金額は、請負代金額の10分の1以上の金額とすること。
- ④ 保証期間は、工期を含むものとすること。
- ⑤ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。
- ⑥ 請負人の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により旭川市に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- ① 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払う保険であること。
- ② 履行保証保険は、定額てん補方式とすること。
- ③ 証券上の工事名は、工事請負契約書に記載される工事名と同一とすること。
- ④ 保険金額は、請負代金額の10分の1以上の金額とすること。
- ⑤ 保険期間は、工期を含むものとすること。
- ⑥ 請負代金額の変更により保証金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。
- ⑦ 請負人の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により旭川市に帰属する。
なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

3 2の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、契約の保証は付さなくてもよいものとします。

- (1) 1件の請負代金額が300万円未満の工事請負契約
- (2) 落札者が共同企業体である場合